

法律婚と事実婚

権利義務の比較

法律婚と事実婚では、法的・社会的に認められる事項が異なる。主な法律ごとに一覧表で紹介。事実婚は、認められない項目が全6項目。民法では3項目、相続法1項目、所得税法1項目、出入国管理及び難民認定法1項目がそれに該当。

その他に、法律ではなく事業者主体で判断される、「社会的に認められる事項」がある。例 | 金融機関ローン、入院手続、死亡保険金の受取 など。それぞれの事業者の確認が必要。

	法律		認められている事項	法律婚	事実婚
1	民法	710	慰謝料請求権	○	○
2	民法	711	加害者への損害賠償請求	○	○
3	民法	752	同居・協力・扶助の義務	○	○
4	民法	761	日常家事代理権	○	○
5	民法	768	財産分与請求権	○	○
6	民法	817	特別養子縁組	○	×
7	民法	818	子の共同親権	○	×
8	民法	890	相続権	○	×
9	相続税法	15	相続税の控除・税率の優遇	○	×
10	所得税法	83	所得税・住民税の配偶者控除	○	×
11	出入国管理及び難民認定法	19	配偶者のビザの取得	○	×
12	国民年金法	7	国民年金の第3号被保険者	○	○
13	国民年金法	37	遺族年金の受給権	○	○

- ○ | 権利義務が認められる
- × | 権利義務が認められない
- 法律婚 | 法律上の夫婦
- 事実婚 | 事実上婚姻している状態にある男女カップル